

「2010年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」調査結果分析

貿易・投資円滑化ビジネス協議会
事務局 日本機械輸出組合

約130の我が国の貿易関連団体で構成する「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」（代表 給田英哉）は、2010年10月、世界89の国と5つの地域統合をカバーする『2010年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を作成・公表した。

これは日本企業が世界各国及び地域統合においてビジネス上直面している貿易及び投資の問題点とその改善要望事項を調査するべく、貿易・投資円滑化ビジネス協議会がその参加団体のメンバー企業にアンケート調査（2010年1月実施）を取り纏めたもので、1997年以降毎年実施している。

本調査資料は、各国別に、過去の調査で未改善の問題点と新規に指摘された問題点について、関係当局や企業の対応状況、問題の改善状況を付して一覧表形式で作成されている。一覧表に掲載した問題点は毎年レビューし、新たな問題点は追加して記載するが、十分に改善された問題点はリストから削除している。

（本調査結果は、貿易・投資円滑化ビジネス協議会のウェブサイトで閲覧・ダウンロードできます。<http://www.jmcti.org/mondai/top.html>）

目 次

2010 調査結果の要点.....	2
I. 全般的特徴	6
1. 背景.....	6
2. 国・地域別特徴.....	11
3. 問題分野別特徴.....	12
II. 主要国・地域の貿易・投資上の問題点の特徴	15
1. 中国.....	15
2. ASEAN主要国（ASEAN・インドネシア・タイ）	19
3. ブラジル.....	26
4. インド.....	28
5. ロシア.....	31
6. 米国.....	33
7. EU.....	35

2010 調査結果の要点

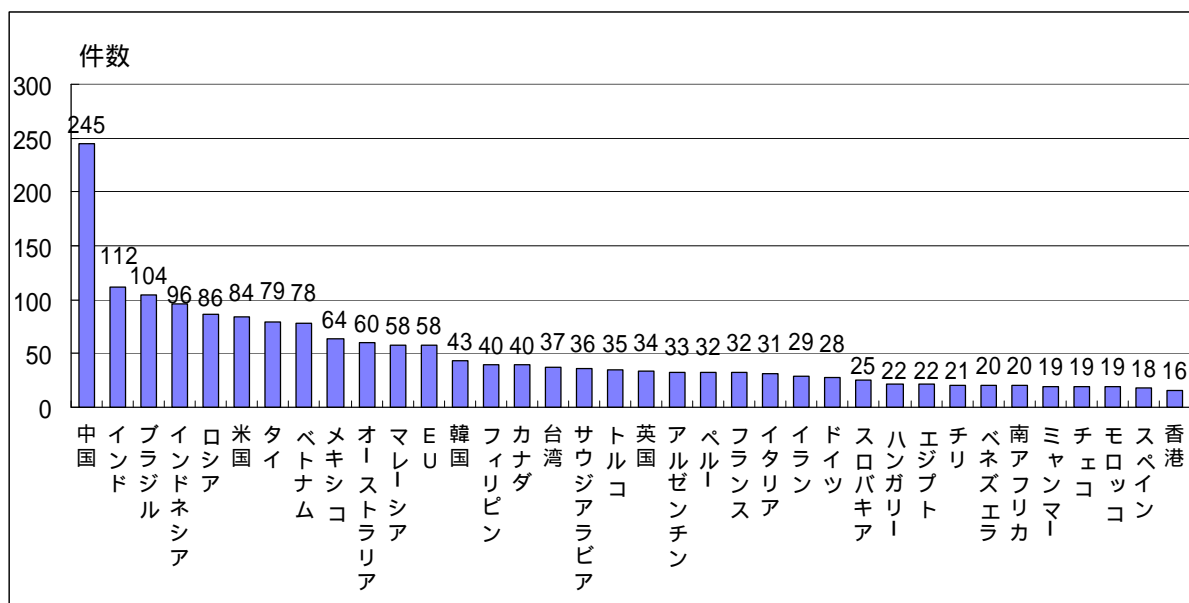
2010 調査で指摘された問題点の特徴の要点は、以下の通り。

- ① 2010 年調査で世界 89 の国と 5 つの地域統合について問題が指摘された。指摘された問題の項目数は、総計 2,170 に上り前年度比 3% 近く増加した。アジアが 42%、米州（北・中南米）が 20%、欧州（西・中・東欧）が 19%、中東・アフリカ 10% を占める。
- ② 途上国（非 OECD 加盟国）の割合が約 2/3 を占め、年々途上国の割合が増大している。中国の 245 を筆頭にインド 112、ブラジル 104、インドネシア 96、ロシア 86 と BRICs が上位 5 カ国に並び、全体の約 4 分の 1 を占める。とくに我が国の最大の貿易相手国・拠点進出先国となった中国の問題数が、前年比 27% 増加して全体の 1 割強の割合を占めるに至った。BRICs、ASEAN 主要国、米国、EU、オーストラリアが上位を占め、全体の約 50% を占める。問題指摘が多い国・地域は、我が国企業の貿易・投資のプレゼンスの大きい国でもある。（国別順位は図 1 参照）、（主要国の問題概要は表 1 参照）
- ③ 問題項目別でみると、輸出入規制・関税・通関規制・通関規制が 18.9%、税制 16.4%、雇用 15.5%、諸制度・慣行・非能率な行政手続 8.8 %、工業規格・基準安全認証 4.8% が多い。増加が大きい問題項目は、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、諸制度・慣行・非能率な行政手続、工業規格・基準安全認証、外資参入規制、投資受入機関の問題、為替管理。一方、減少したのは国産化要請・現地調達率と恩典、輸出要請、金融、技術移転要求、その他（インフラ未整備等）。（図 2 参照）
- ④ 先進国においては、一時滞在・就労ビザの取得が厳格、解雇の困難、労働者厚生面での企業負担などの雇用関係の問題が最も多く指摘されている。アンチダンピング規則や関税分類や基準認証等の技術的規則・基準を通商政策や国内又は地域内の産業保護のツールとして恣意的に利用している。米国では、テロ対策による人やコンテナ貨物の入国規制が多く指摘され、EU では、過度に厳しい環境規制、安全基準等の導入が問題とされている。
- ⑤ 途上国では、外資参入規制や国産化政策、輸出要請、差別的高関税といった直接的な国内産業保護の措置が先進国と比べて多く適用されている。外資参入規制についてはサービス分野で強固な規制が各国で維持されている。為替管理、海外送金規制、金融規制などの為替・金融管理が厳しい。また、知的財産権保護の不足、非能率な行政手続や法制度の恣意的な運用、諸制度の未整備・突然の変更といった制度的不足・不備・不透明の問題指摘が多い。

アンチダンピング税や相殺関税で多くの中国製品が調査・発動を受けるようになっており、韓国や台湾、タイなどの製品にも及んでいる。一方、インドや中国などの新興国でもアンチダンピング提訴を多用して自国産業を保護するツールとするようになってきている。

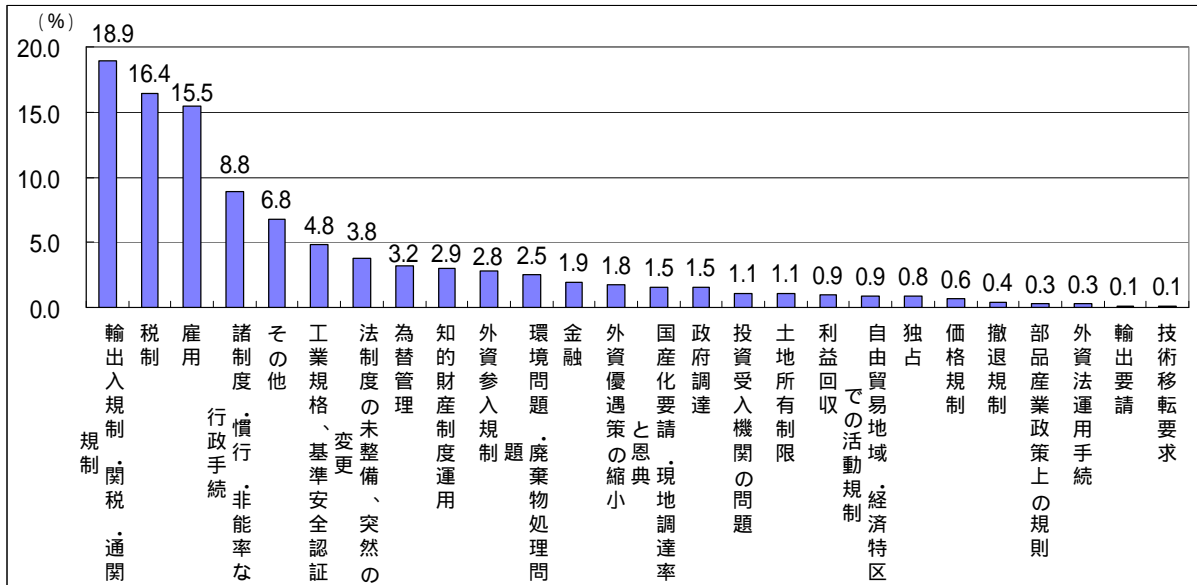
- ⑥ 中国は、他の国と較べて輸出入規制・関税・通関規制の問題が非常に多岐にわたっている。また、外貨での支払・受取の管理が厳格化されて対価の送金に支障が出ている。租税や労働や知財の問題も多々ある。中国では、内外差別的な政府調達法を活用してバイチャイニーズを導入したり中国の自主创新製品を優遇したり、ITセキュリティ強制認証を実施するなど保護貿易主義的な措置を採っている。さらにレアアースにみられる「資源囲い込み」的な政策をとるなど、各種手続きから産業政策にわたって広範に問題が表出している。ロシアやインド、ブラジルなど他の新興国も関税引上げや貿易救済措置の発動など保護主義措置の導入が目立つ。
- ⑦ 全地域的に FTA、地域統合に関連する問題指摘が増えており、FTA 締結のニーズや FTA 利用上のトラブル、原産地規則など FTA の使い勝手が悪い点も多く指摘されている。

図1 2010年各国・地域の貿易投資上の問題点と要望：問題件数の国別順位



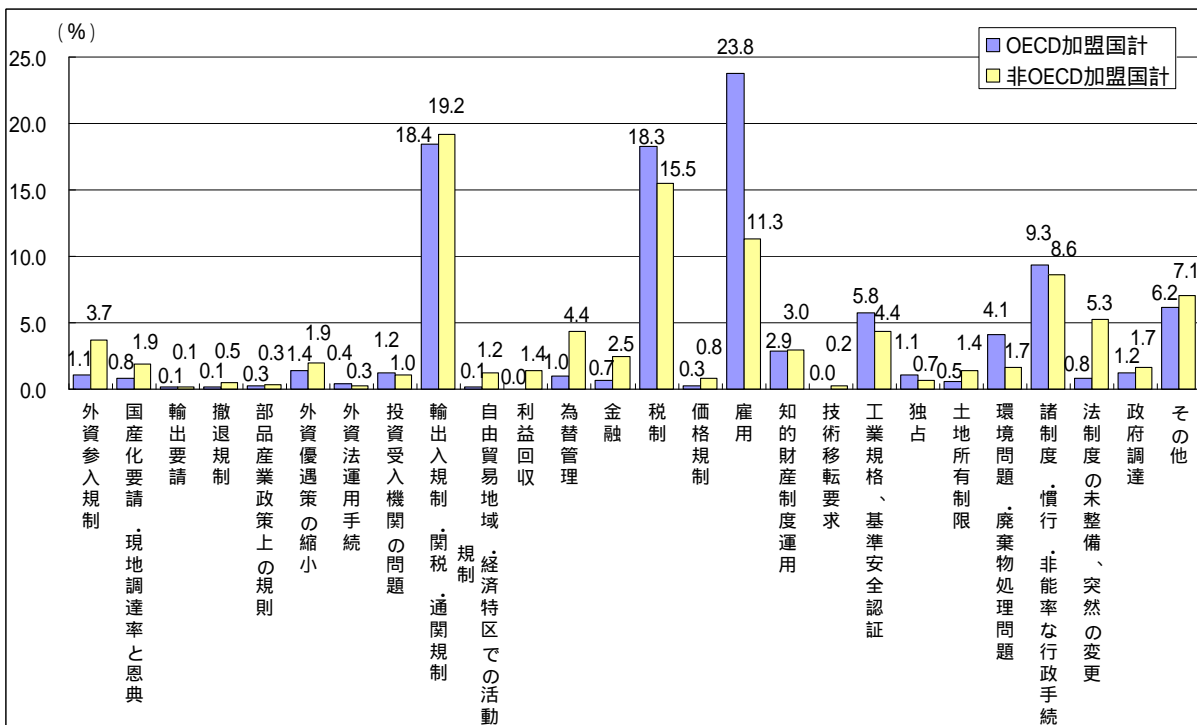
出所：貿易・投資円滑化ビジネス協議会「2010年各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」(事務局：日本機械輸出組合)

図2 2010年の各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望：区分別問題点の割合比較（％）



出所：図1と同じ

図3 OECD加盟国と非加盟国との分野別問題割合の比較（2010年）



出所：図1と同じ

表1 主要国の貿易・投資上の問題点概略(2010年)

中国	インド	ブラジル	ロシア	米国	E U	インドネシア	タイ
<p>①政府調達を利用したバイチャイニーズ、ITセキュリティ強制認証規則、自主イノベーション製品優遇、資源輸出制限の保護貿易主義的・戦略的適用</p> <p>②高輸入関税賦課、通関規則の運用・関税分類の恣意性など多数の輸出入・通関・関税障壁の存在</p> <p>③厳格な外貨支払・受取管理、外貨送金の煩雑・遅延</p> <p>④非能率で恣意的な許認可手続・行政手続、中央と地方の規則・解釈運用の不統一</p> <p>⑤移転価格税制、PE課税による徴税強化、増値税還付率の頻繁な変更の煩雑・不透明</p> <p>⑥模倣品・海賊版の横行と国際的拡散。</p>	<p>①複雑な税法体系、連邦政府と州政府、州政府間の税制・徴税の複雑・不透明、税法解釈の恣意性・不統一</p> <p>②高輸入関税・相殺関税等による国内産業保護</p> <p>③撤退の困難、新規事業拡大制限の残存</p> <p>④組織労働者の権利過保護、就労ビザの短い有効期間と取得・更新の煩雑・遅延</p> <p>⑤電力、道路、港湾、通信、上下水道等広範なインフラ未整備</p>	<p>①非常に複雑で重い税金と高い流通コスト(ブラジルコスト)の存在</p> <p>②労働者過保護の労働法、ビザの取得・更新手続の煩雑・遅延</p> <p>③ロイヤルティ制限、海外送金の規制・手続の煩雑</p> <p>④高関税、輸入手続の煩雑・遅延</p> <p>⑤交通・物流インフラの未整備</p>	<p>①保護主義的な関税引き上げ(自動車、鉄鋼、液晶TV)</p> <p>②輸出入通関手続の煩雑・遅延</p> <p>③GOST規格など独自で複雑な強制規格の認証取得負担</p> <p>④税務調査・徴税の恣意的執行・不透明</p> <p>⑤労働者過保護の非弾力的な労働法、就労ビザの短い有効期間、取得・更新の煩雑</p> <p>⑥戦略企業法、税法、労働法等の頻繁な改正・法制度運用不透明</p>	<p>①テロ対策として導入された厳格な輸入貨物管理、入国・就労ビザ規制</p> <p>②ゼロイング等WTO違反のアンチダンピング規則の適用</p> <p>③連邦と州政府調達でのバイアメリカン、中国製品等排除</p> <p>④特異な特許制度</p> <p>⑤環境規制や運転免許証発給等での州によりルール・規制の不統一</p>	<p>①多機能化・高度化したITA対象品への関税分類の恣意的適用による高輸入関税賦課</p> <p>②EU韓国FTAの締結によるEU市場での日本製品の競争力低下</p> <p>③REACH・RoHS等環境規制、CEマーク基準認証の厳格化と執行の不統一</p> <p>④長期滞在許可・就労許可手続きと規制の加盟国間での不統一・煩雑・遅延</p> <p>⑤税制等各種法規、指令の実施手続の加盟国間での不統一と透明性不足</p>	<p>①税関での関税分類の恣意性、関税評価の非弾力性、通関手続の煩雑・遅延</p> <p>②一次産品輸出へのL/C義務付け、スペアパーツ輸入枠の事前登録義務、船積前検査など輸出入規制の強化</p> <p>③税制の煩雑・不透明</p> <p>④労働者の過保護、入国許可の厳格、就労ビザ取得手続の煩雑・遅延</p> <p>⑤道路、通信、電力等インフラ未整備</p>	<p>①FTA活用に係るEPA/MFN関税逆転、EPA施行規則の公表遅延、リインボイスなど第三国間FTA利用の困難・不透明などの問題</p> <p>②税務調査の恣意性、法人税・VATの還付遅延など税制の不透明</p> <p>③外国人駐在員の人数制限やタイ人雇用義務などの問題</p> <p>④外貨預金、為替予約、オフショア取引などで規制が厳格。</p>

出所：図1に同じ

I. 全般的特徴

1. 背景

21世紀初頭の世界は、政治的には米国を中心とした先進国支配の秩序から中国などの新興国を含めたG20に象徴される多極化へと移行する時期であると特徴付けられる。経済的にはグローバル化の進展と相俟って貿易・投資の自由化・円滑化が進む一方で、短期間に度重なる世界同時不況に見舞われた不安定な時期であると特徴付けられる。

(1) 貿易・投資の自由化・円滑化の進行

1) WTO等の下で貿易・投資の自由化・円滑化が進行

2001年、2002年に深刻な景気後退に陥った世界経済は、その後関税・通信・物流コストの低減、米国の金融膨張・高消費、BRICs等新興国の高度成長に牽引されて2008年秋のリーマンショックまで貿易と直接投資が拡大した。企業による国際的生産流通ネットワークが拡大し、ブロードバンド・インターネットなど情報通信の発展により、世界でモノやカネや情報が迅速に移動するグローバル化が進行した。この間、ウルグアイラウンドによって強化されたWTOの自由・無差別原則と紛争解決メカニズムは、既存のWTO加盟国のみならずWTOに新たに加盟した中国やベトナム、サウジアラビアなど新興国を含む途上国にも強制力をもって広く浸透し、国際間での貿易と投資の拡大、企業の国際的生産・流通ネットワークの形成、体制移行国や途上国の市場経済化、グローバル化の制度的基盤となった。

2) 台頭する新興国で貿易・投資の自由化・円滑化が進行

今日世界経済で急速に存在感を増し多極化の一翼を担うようになった中国などの新興国は、経済発展を図るため自由貿易区や経済特区を設けて外資に区域内での自由な活動や関税・租税などで各種優遇措置を提供して激しい外資導入競争を展開してきた。中南米やアジアの経済危機を経験した途上国では、一時的には危機対応措置として外貨・金融規制等が強化されたが、外資優遇策が維持・強化され、韓国やインドネシアに見られるようにIMF管理の下で貿易・投資の自由化・円滑化が進むという状況が生じた。EUは、2004年5月に新たに中東欧等10カ国、2007年に2カ国が加盟を果たしたが、その加盟前からEU規律に基づき貿易・投資の自由化・円滑化の法制度整備と執行強化が進められてきた。さらには、二国間の政府協議やAPECやOECDなどの多数国間のフレームワークでの貿易・投資の自由化・円滑化を促進するイニシアチブが執られてきた。

3) FTA ネットワークの拡大・深化による貿易・投資の自由化・円滑化の進行

WTO の DDA 交渉が難航する状況下、先進国・途上国を問わず世界各国・地域が競って自由貿易協定 (FTA) を締結し、FTA ネットワークを縦横に拡大・深化する動きが世界で急速に拡大し、世界のいたるところで二国間及び地域ワイドの FTA ネットワークが縦横に出来上がりつつある。また各国が FTA を結んで国際競争力を高めようとして競い合って FTA を締結することによって、高い水準の貿易・投資の自由化・円滑化の規定が協定に盛り込まれ国内法制度を変更整備するという状況が生じている。すなわち FTA 間の競争によって FTA 内容が高水準なものへと収斂し標準化が進展するという状況が生じている。その結果、世界的に WTO プラスの貿易・投資の自由化・円滑化が FTA によって促進されるようになっている。

4) 国際テロ対策としての「貿易の安全」の強化、貿易の円滑化との両立の努力

貿易・投資の円滑化は国際的生産・流通ネットワークをグローバルに拡大する企業の障壁改善ニーズとして最も大きなものとなっている。しかし、貿易の円滑化については、2001 年アメリカ 9.11 同時多発テロ以降、貿易の「安全」との両立が強く求められている。米国のコンテナ貨物と人の入国管理の強化がなされる中で、コンテナ輸送、サプライチェーン・セキュリティー対策など貿易の安全確保のための国際的な協力とシステム作りが WCO での規範と制度的ツール作り、AEO の相互承認などを通じて国際的に実施に移されている。市場経済化やグローバリゼーションの急速な進展は、西欧的な文化や価値観、システムを含んで非西欧社会に変革を迫るものであるため、とくにイスラム諸国や中国などの人口が爆発的に増えて拡大する非西欧社会において軋轢や対立を惹起する。

9.11 同時多発テロ後、米国が C-TPAT 制度の導入を端緒として船積 24 時間前カーゴマニフェスト・ルール、10+2 ルール、コンテナ全量検査要求といった米国に入国するコンテナ貨物の安全管理を強化し、並びに人に対してもビザ取得、更新手続きの審査や割り当ての規制を厳格化した。こうしたテロ対策としての国際物流・コンテナ輸送の安全管理を強化したのに対し、WCO は、国際コンテナ安全体制の構築・実施に向けて国境における貿易実務において「安全の確保」と「貿易の円滑化」を両立させるために策定した「WCO・SAFE 基準の枠組み」(WCO 加盟の 160 カ国以上が実施意図を表明)に基づいて、その両立を図るツールとして、安全管理と法令順守の体制が整備された貿易関連事業者を認定し通関を円滑化する AEO 制度を提示し、米国を始めとして WCO 加盟国間で AEO の相互承認が進んでいる。

(2) 世界金融危機下での保護貿易主義の表出

2008 年 9 月のリーマンショックにより世界同時不況に見舞われて、2009 年の世界貿易が戦後最悪と言われる 23%のマイナスに見舞われ、世界各国は新興国を含む G20 が歩調を合わせて緊急経済救済措置と内需振興政策を打ち出し危機からの回復に努めている。

しかし、国内雇用創出優先、自国製品購買優先、輸入制限、輸出規制の産業政策・通商政策を打ち出す国もある。世界同時不況の震源であり、G20 を招請するなどして危機対応への国際協調、保護主義排除のイニシアチブをとった米国が、2009年2月に成立した米国再生・再投資法に政府調達におけるバイアメリカンの保護主義措置を導入した。また、景気回復が遅れている米国は金融緩和策を採って輸出拡大効果のあるドル安容認政策を採っている。

新興国でも保護主義が表出した。中国でも政府調達を利用してバイチャイニーズを強化するとともにITセキュリティ強制認証を実施している。人民元の変動を抑制し、外貨の決済・受取規制を強めている。さらに中国は、生産制限、輸出割り当て削減や輸出税賦課などによってレアメタル、レアアース等の希少資源を囲い込む動きも強めており、レアアースが外交戦略に用いられる懸念もあって、諸外国から強い批判を招いている。また、ロシアやウクライナなど金融危機の打撃の大きい国で輸入制限や関税引上げなどの保護貿易主義的な措置が導入されるケースが見られる。

新興国の間でも貿易摩擦が発生した。大幅な対中貿易赤字を抱えるインドは、2008年9月以降鉄鋼製品にインド工業規格（BIS）取得を義務付けたり、2008年に鉄鋼製品や自動車部品・タイヤの輸入にエンドユーザーに限定した輸入者管理規制を導入した。とくに低価格で輸入が急増する中国製品に対するアンチダンピング措置を拡大したり、中国の通信機器・設備企業との取引停止措置を講じるなど対中輸入規制を強化した。ブラジルは中国製鉄鋼製品の輸入急増を抑制するため、2009年6月に鉄鋼製品7品目の関税引上げを発表した。また、国内産業からの要請により中国製品を念頭にAD/CVD迂回防止規則を2010年8月に導入した。

これに対して、WTO がタスクフォースを設けて保護貿易措置の監視を行うなど、各国の保護主義措置の自制要請と監視がなされている。とくに米国は貿易相手国の保護主義に対して、301条などの一方的制裁措置による国内市場からの排除とともに、WTO の紛争処理メカニズムを利用して対抗している。WTO 法を活用したものとして、米国が乗用車・軽トラック用タイヤについてWTO の対中セーフガードを中国に適用したケースや、米国とEU がコークス等資源輸出制限措置に関し中国をWTO に訴えている。日・米・台が共同してEU の複合機・セットトップボックス・LCD モニターの関税分類問題でWTO パネル設置要請を行ったケースや我が国やWTO 加盟国がウクライナの自動車、冷蔵庫等の関税引き上げ措置に関し協議を申し入れて撤廃に至ったケースもある。さらに中国のIT製品のCCC強制認証制度や自主創新製品認定制度の実施規則に関し日米EUの官民が協力して実施阻止を働きかけて変更や実施延期を実現した。

世界金融危機は、ドル安、ユーロ安、ウォン安、人民元上昇抑制など世界的に通貨安が進む中で、円高が急進するという状況を招来した。通貨安政策は輸出拡大により景気回復を図ろうとする保護主義政策である。このため、2010年11月G20財務相・中央銀行総裁会議が開かれ、参加国のすべてが通貨の切り下げ競争に関わらないことを約束した。また、経常収支などの過度な不均衡の削減努力を行うことになったが、具体的な数値目標等の規律は声明に盛り込まれなかった。

最近の主要国の保護貿易主義措置の動向

	保護貿易措置の動向
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年2月政府調達におけるバイアメリカン条項を盛り込んだ米国再生・再投資法が成立。 ・ WTO違反のゼロイング等アンチダンピング税の適用継続。 ・ ドル安容認政策採用。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年10月自国の製品や知的財産権を優遇する国家自主创新製品認定の申請要領案や2010年1月自国製品優先調達を原則とする政府調達法実施規則案を発表。 ・ 2010年5月ITセキュリティ強制認証を政府調達で実施。 ・ 2010年生産制限、輸出割り当て削減や輸出税賦課などによって希少資源を囲い込む動きを一層強化。 ・ 厳格な外貨管理・人民元変動管理を実施。
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年1月自動車輸入関税引上げ、2月鉄鋼製品関税引上げ、5月液晶TV輸入関税引上げ、原木の輸出税引上げ
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年2月以降鉄鋼製品にインド工業規格（BIS）取得を義務付け。 ・ 2008年11月日本等8カ国のステンレス鋼板及び日本等15カ国の熱延鋼板のAD調査開始、アンチダンピング措置を拡大。 ・ 中国の通信機器・設備企業との取引停止措置実施。
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国製鉄鋼製品の輸入急増を抑制するため、鉄鋼製品7品目の関税引上げ。 ・ 2010年5月自動車部品への優遇関税率撤廃を発表。 ・ 2010年8月中国製品を念頭にAD/CVD迂回防止規則を導入。

このような米国や中国等新興国を中心とした保護貿易主義的な措置の適用に対して、WTO法の紛争解決メカニズムやG20の枠組みあるいは二国間の対話に基づいて先進国の官民が連携するなどして、報復的に措置をとることなく合法的に対応してきている。

対応例は、以下の通り。

- ① 世界各国は新興経済国を含むG20が歩調を合わせて緊急経済救済措置と内需振興政策を打ち出し、危機からの回復に努めてきた。
- ② WTOでも保護貿易措置の監視を行うなど、各国の保護主義措置の自制要請と監視を実施。
- ③ 我が国を含む先進国は、保護貿易主義に対してWTO法提訴や国際協調で対応。
 - i) 2009年1月米国はメキシコと共同で贈与・貸付等奨励措置に関し中国をWTOに提訴。また2009年6月EU、メキシコと共同でコークス等資源輸出制限措置に関し中国をWTOに提訴。
 - ii) 中国のIT製品のCCC強制認証制度や自主创新製品認定制度の実施規則に対し、日・米・EUの官民が連携して実施阻止を働きかけて変更や実施延期を実現。

- iii) 2008年9月EUの複合機、セットトップボックス及びLDCモニターの関税分類問題に関し日・米・台湾は共同でWTOパネル設置要請を行い、2010年8月日・米・台の主張をほぼ全面的に認める最終報告が示された。
- ④ 2010年10月23日G20財務相・中央銀行総裁会議で、通貨安による輸出拡大で景気回復を図る通貨切り下げ競争を控えることが合意された。

(3) FTA 締結競争激化と FTA の標準化と広域化

この世界金融危機・同時不況の状況にあっても先進国、途上国を問わず世界的に FTA の締結・発効の勢いは止むことが無かった。各国は FTA をより早くより良い条件で結ぶことによって自国企業の競争力を高め市場を確保する必要があったからである。国際的生産・流通ネットワークをグローバルに展開しようとする企業にとっては、世界各国・地域が FTA を縦横に拡大して FTA ネットワークが形成され、その中で最適な FTA 関税やファシリティを選択して利用することにメリットある。FTA の進展は、先進国と新興国の発展の二重性を調整する架け橋又はツールとして大いに活用されることが期待される。

ただし、二国間の FTA には貿易転換効果により FTA ネットワークに加われない国を FTA 弱者に追いやるというマイナスの側面がある。FTA 弱者にならないためには、競合国と競ってより高水準の FTA を締結するか、環太平洋戦略的経済パートナーシップ (TPP) のような広域 FTA に参加する途がある。台湾はそうした FTA 弱者とならないために中国との間で FTA 締結を急いだとも言えよう。

我が国企業・産業界においては、先行して米国や EU、インド等と FTA を結んでいる韓国などに対して日本は FTA 弱者になる恐れがあるため、ASEAN+3 や ASEAN+6 の広域 FTA や環太平洋戦略的経済パートナーシップ (TPP) などの広域・高水準な FTA に参加するニーズ及び EU のような広域にわたる高度な経済統合との FTA を我が国が締結するニーズが高まっている。しかし、日本の FTA 政策は立ち遅れており、看過すれば韓国等競合国に対して日本が FTA 弱者になる。国民的コンセンサスをもって農業自由化政策などの国内構造改革を強力に実施する政治イニシアチブが必須となっている。

こうした企業ニーズに基づいて、本協議会は、2010年11月我が国の EPA 基本方針策定に際して政府に対して提言を行った。提言要旨は、次の通り。

- ① APEC 横浜会合での FTAAP 構想の合意を期待する。
- ② 有効な農業自由化政策を実現して TPP 交渉に早期参加する。
- ③ アジア広域 FTA (EAFTA、CEPEA、日中韓 FTA) の交渉を開始し日韓 FTA 交渉を再開する。
- ④ 日印 FTA の早期発効と今後の見直しが必要。
- ⑤ 日 EU の EIA 交渉を早期に開始する。

<http://www.jmcti.org/mondai/2010teigen-fta.pdf>

2. 国・地域別特徴

日本企業が世界各国・地域で直面している問題項目の数を単純に合計すると、2010年は総計2,170に上り前年度比3%近く増加した。

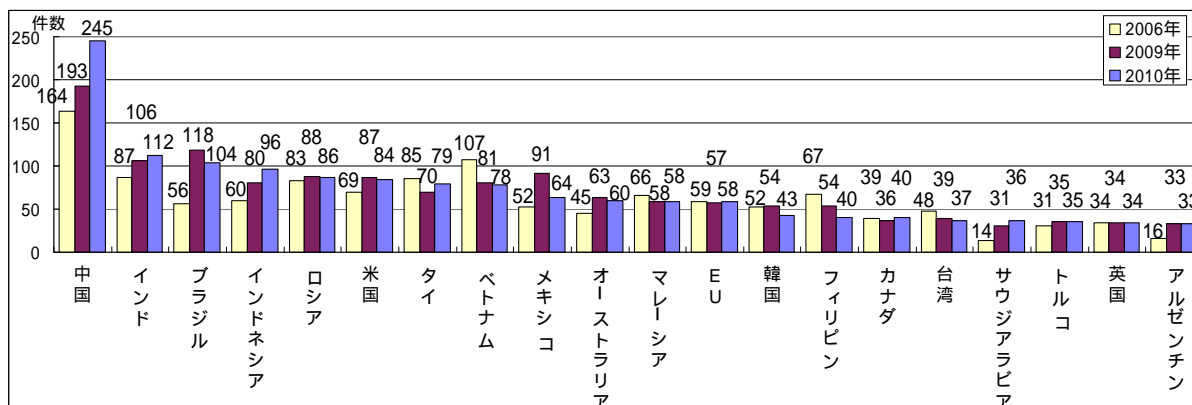
国別にみて問題点指摘数の構成割合は、①中国が大幅に増加しており、245と全体の11.2%を占め最も多く、突出している。次いで②インド112、③ブラジル104、④インドネシア96、⑤ロシア86と続き、BRICsが最上位に並び全体の問題数の4分の1を占めている。さらに⑥米国84、⑦タイ79、⑧ベトナム78、⑨メキシコ64、⑩オーストラリア60、⑪マレーシア58、⑫EUとなっており、ASEANの主要加盟国、米国、EUが上位を占めている。

これら問題数の多い上位の国を世界銀行のDoing Business 2010 (<http://www.doingbusiness.org/>) のビジネスの容易度ランクでみると、中国79位、インド134位、ブラジル127位、インドネシア121位、ロシア123位、米国5位、タイ21位、ベトナム78位、メキシコ35位、オーストラリア10位、マレーシア21位となっている。EUも含めてみると、いずれも我が国の貿易・投資のプレゼンスの大きい国である。このことは、貿易・投資円滑化ビジネス協議会のリストの問題数には、その国の貿易・投資障壁の多さのみではなく、我が国企業の貿易・投資のプレゼンスの大きさが寄与しているといえよう。

前年度に較べて、中国+52、インドネシア+16、ラオス+11、タイ+9、南アフリカ+8の問題数が大きく増加し、特に中国の増加が突出している。一方、メキシコ-27、ブラジル-14、フィリピン-14、韓国-11の減少が比較的大きかった。

なお、地域別では、アジアが全体の42%を占め、米州（北・中南米）が20%、欧州（西・中・東欧）が19%、中東・アフリカ10%となっている。アジアでは中国の増加が突出しており、インドネシアも増加している。先進国と途上国の問題項目数の割合は、先進国（OECD加盟国）が32%であるのに対し、途上国が68%を占め、年々途上国の割合が増大している。

図4 各国・地域の貿易・投資上の問題点：問題件数上位20位比較（2006年、2009年、2010年）



出所：2006年版、2009年版、2010年版「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」（貿易・投資円滑化ビジネス協議会、事務局：日本機械輸出組合）

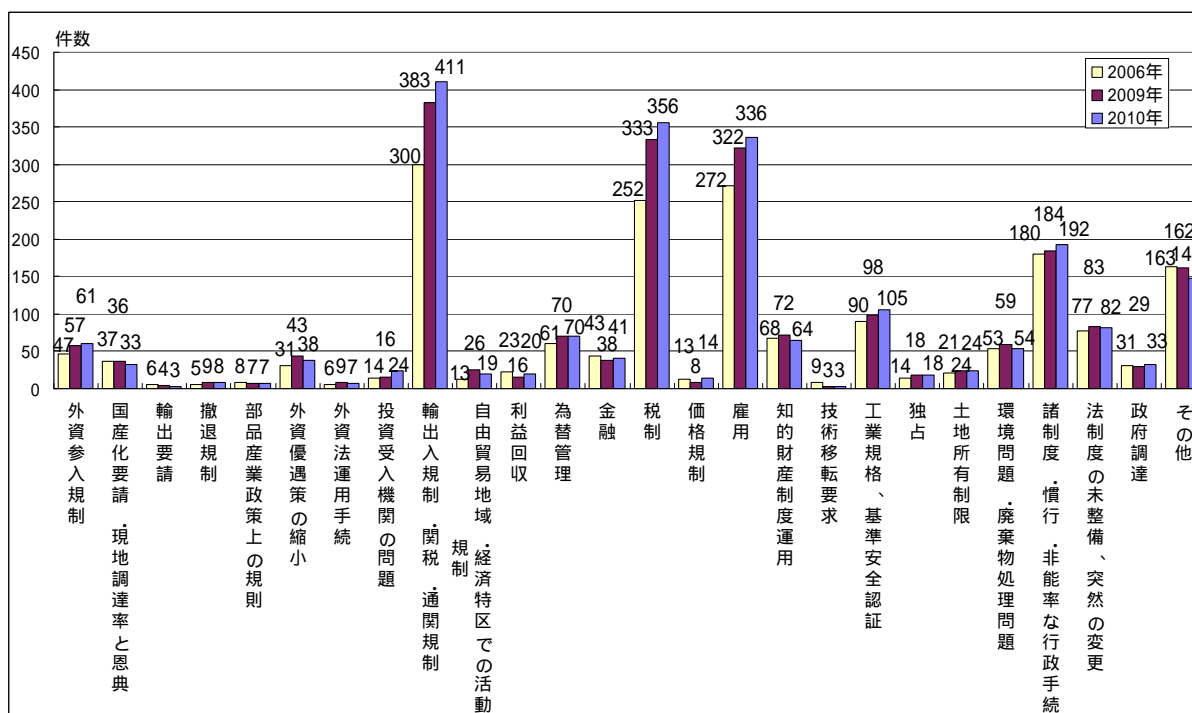
3. 問題分野別特徴

(1) 分野別特徴の推移

2010年の問題点の分野構成をみると、①輸出入規制・関税・通関規制・通関規制が18.9%、②税制16.4%、③雇用15.5%が三大項目となっている。次いで④諸制度・慣行・非効率な行政手続8.8%、⑤その他6.7%、⑥工業規格・基準安全認証4.8%、⑦法制度の未整備・突然の変更3.8%、⑧為替管理3.2%、⑨知的財産権制度・運用2.9%、外資参入規制2.9%、⑩環境問題・廃棄物処理問題2.5%の順に多く問題が指摘されている。

2006年、2009年、2010年の3ヵ年を比較すると、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、諸制度・慣行・非効率な行政手続、外資参入規制、外資優遇策の縮小、環境問題・廃棄物処理問題、政府調達の問題の数が増加しているが、とくに輸出入規制・関税・通関規制とともに現地生産・販売拠点の雇用と税制の問題の増加が大きい。また諸制度・慣行・非効率な行政手続の増加が大きい。輸出要請、撤退規制、部品産業政策上の規制、自由貿易地域・経済特区での活動規制、利益回収、為替管理、価格規制、知的財産制度・運用、工業規格・基準安全認証、法制度の未整備・突然の変更については横並びで抑えられている。問題数が減少しているのは、国産化要請・現地調達率と恩典、輸出要請、金融、技術移転要求、その他（インフラ未整備や腐敗等）である。

図5 各国・地域の貿易・投資上の問題点：区分別問題点件数比較（2006年、2009年、2010年）



出所：図4に同じ

(2) 先進国と途上国の特徴

問題数の割合では先進国（OECD 加盟国・地域）が 3 分の 1 を占め、途上国（非 OECD 加盟国・地域）は 3 分の 2 を占める。（図 3）により、問題分野の構成比率で比較すると、輸出入規制・関税・通関規制、諸制度・慣行・非能率な行政手続、知的財産権制度運用、政府調達では先進国と途上国の比率がほぼ同等であるが、雇用、税制、環境問題・廃棄物処理、工業規格・基準安全認証では先進国が途上国を比較的大きく上回る。外資参入規制、国産化・現地調達率要請、外資優遇策の縮小、自由貿易地域・経済特区活動規制、利益回収、為替管理、金融、価格規制、技術移転要求、土地所有制限、法制度の未整備・突然の変更、その他の分野では、途上国の比率が先進国を上回っている。

先進国においては、外資参入規制や国産化要請などの直接的な障壁や法制度的不備・突然の変更、利益回収規制、為替管理といった問題指摘は少なく、アンチダンピング規則や原産地規則、関税分類、基準認証等の技術的規則・基準を通商政策や国内又は地域内の産業保護のツールとして恣意的に利用している点が問題点として多く指摘される。先進国で指摘数が非常に多い雇用の問題については、一時滞在・就労ビザの取得が厳格、解雇の困難、労働者厚生面での企業負担などの問題が多く指摘されている。米国については、テロ対策による人やコンテナ貨物の入国規制が多く指摘されている。EU では、過度に厳しい環境規制、安全基準等が新たに導入されている。

途上国で特徴的なのは、先進国とくらべて相対的に外資参入規制や国産化政策、輸出要請、差別的高関税といった直接的な国内産業保護的措置の採用と、為替管理、海外送金規制、金融規制などの為替・金融管理が厳しい点、また知的財産権保護の不足、非能率な行政手続や法制度の恣意的な運用、諸制度の未整備・突然の変更といった制度的不足・不備・不透明の問題指摘が多い。外資参入規制も多く残っており、とくに国内流通販売や建設を含む多くのサービス分野では強固な参入障壁が各国で維持されている。

しかし、BRICs などの新興経済国でもアンチダンピング規則などを自国産業を保護する通商政策のツールとして利用するようになってきており、インドを始めとしてアンチダンピング税を多用するようになってきており、国内産業育成を行っている鉄鋼等の製品への適用や安価での輸入が急増する中国製品にも適用されるようになってきている。また、中国では独自の基準認証・安全規格を国内産業の保護育成に利用しており、中国規格を世界標準とする政策も採られている。

なお、全地域的に FTA、地域統合に関連する問題指摘が増えており、原産地規則など FTA のトラブルと使い勝手が悪い点も多く指摘されている。また、企業の赴任者や一次滞任者及び外国人労働者の入国・就労ビザの取得・更新の煩雑・遅延の問題も全地域共通して指摘されており、グローバル展開をする企業活動の制約要因となっている。

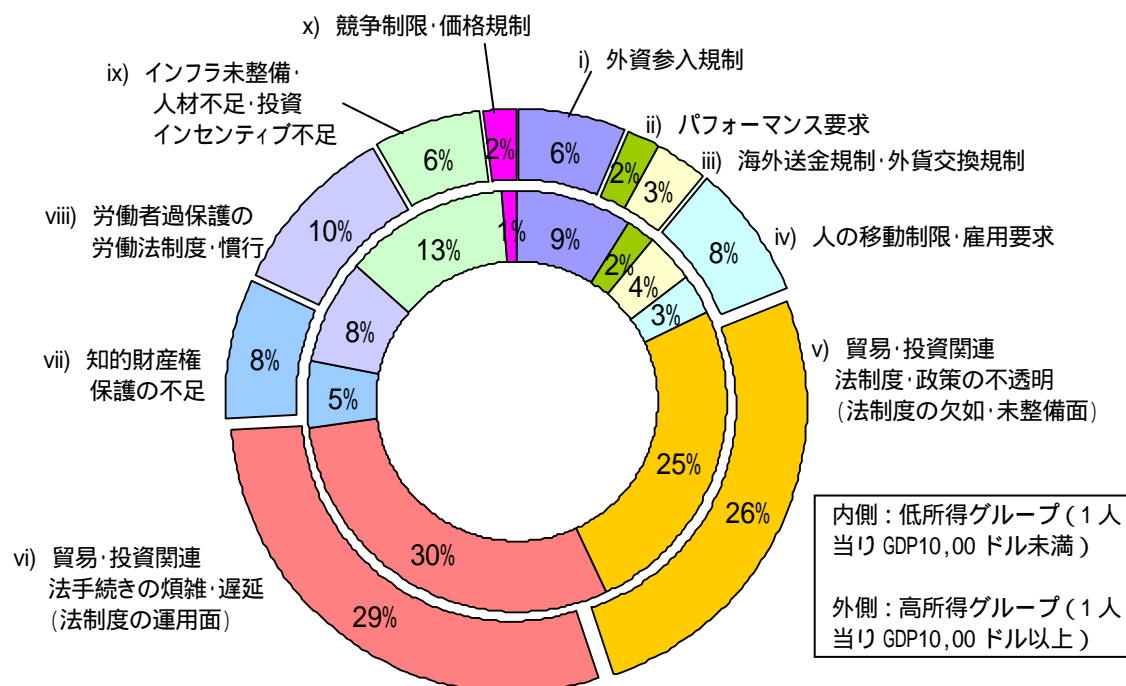
(3) 先進国と途上国で分かれる貿易・投資の自由化・円滑化措置の優先度

本障壁リスト（2008年）のAPEC加盟国について、我が国企業の貿易・投資上の障壁を自由化と円滑化、並びに先進国（高所得国：2007年1人当たりGDP10,000ドル以上）と途上国（低所得国：同10,000ドル以下）の対比を見てみると、興味深い結果が得られた。

（図6）で見る通り、先進国と途上国が入り混じって構成されているAPEC加盟国（日本を除く）では、約8割が円滑化関連項目である。とりわけ、①貿易・投資関連法制度・政策の不透明（法制度の欠如・未整備面）30%と②貿易・投資関連法制度・政策の運用手続の煩雑・遅延（法制度の運用面）26%にあたる問題点は合わせて指摘項目の半分以上を占めている。その次に続く障壁は先進国と途上国で大きく別れている。先進国では③労働者過保護の労働法制・慣行10%、④人の以上制限・雇用要求8%、④知的財産権の保護の不足8%であるのに対して、途上国では③インフラ未整備・人材不足・投資インセンティブの不足13%、④外資産優規制9%、⑤労働者過保護の労働法制・慣行8%となっている。

以上の傾向により、法制度の未整備・運用面での問題の改善が先進国・途上国共に必要としているが、それに加え、後進国では、インフラ未整備、人材不足、投資インセンティブ不足等の問題や外資参入規制の解決・改善が優先され、先進国では、労働者過保護の労働法制度・慣行や人の移動・雇用要求に関する問題の解決・改善が優先されるべきであることを示唆している。

図6 APEC加盟国の貿易・投資の自由化・円滑化の阻害要因：所得グループ別の分野比率（2008年）



データ出所：日本機械輸出組合『APEC加盟国の貿易・投資自由化・円滑化に関する課題分析と解決の方向性の調査』（安藤光代著）(<http://www.jmcti.org/mondai/APEC2010bunseki.pdf>)

II. 主要国・地域の貿易・投資上の問題点の特徴

1. 中国

(1) 問題点の特徴

中国は、フルセット型の産業構造で急速な発展を行っていることや、WTO 法を遵守して社会主義経済体制から市場経済体制に移行する上で様々な困難や遅れがあること、さらに中国の貿易と投資における日本企業のプレゼンスが大きいことが相俟って、1998 年の本調査開始以来、常に中国が貿易・投資上の問題点の指摘件数が最大の国であり、指摘される問題の数は毎年増加している。

我が国企業が中国で直面している貿易・投資上の問題点は、2010 年調査では、問題件数が前年比 27%増加して 245 件となり、二番目に多いインドの 2 倍を越える数の問題が指摘されている。輸出入規制・関税・通関規制 22%、税制 13%、工業規格・基準安全認証 8%、諸制度・慣行・非効率な行政手続 8%、知的財産制度運用 6%の順で問題項目数が多い。

(2) 背景

中国は、「改革開放」開始後約 30 年の間、外資を積極的に導入して世界経済との連結を太くして「世界の工場」となったうえに、近年設備・中間財の輸入増や中間層の消費の拡大などにより「世界の市場」としての役割をもち始めている。日本企業はこうした中国の目覚ましい発展を下支えしかつその発展に牽引されて、今日中国は日本企業の最大の進出先国となっており、その日本企業の拠点数は ASEAN 合計の約 2 倍に上っている。

世界同時不況に見舞われた 2008 年末以降は、中国は G20 の一員として歩調を合わせて緊急経済救済措置と強力な内需振興政策を打ち出して、8%成長（保八）を維持して真っ先に不況から脱却し、東アジア経済の回復の牽引役となっている。その結果、2009 年以降日本の貿易総額に占める中国のシェアが 2 割を超えて、米国に並ぶ水準に増加するにいたった。そして日本の中国向け機械輸出は 2010 年 9 月には危機前の水準を超えるにいたった。

中国は、2001 年末に 10 年間の加盟約束遵守のレビュー付き（TRM）で WTO 加盟を果たし、WTO 加盟に際しての約束を遵守するべく 2002 年より毎年関税引き下げを始めとして貿易・投資の自由化・円滑化とそのために広範囲にわたって法制度を整備して透明性の確保を急ピッチで進めている。かかる中国の WTO 加盟義務の履行に関しては、日、米、EU が二国間ベース（米中間の JCCT や SED、日中ハイレベル経済対話、EU 中ハイレベル経済貿易対話）で問題指摘を行ってきた。とくに米国は二国間で自由化要請を強く迫る一方で、積極的に国内の貿易救済法を適用し

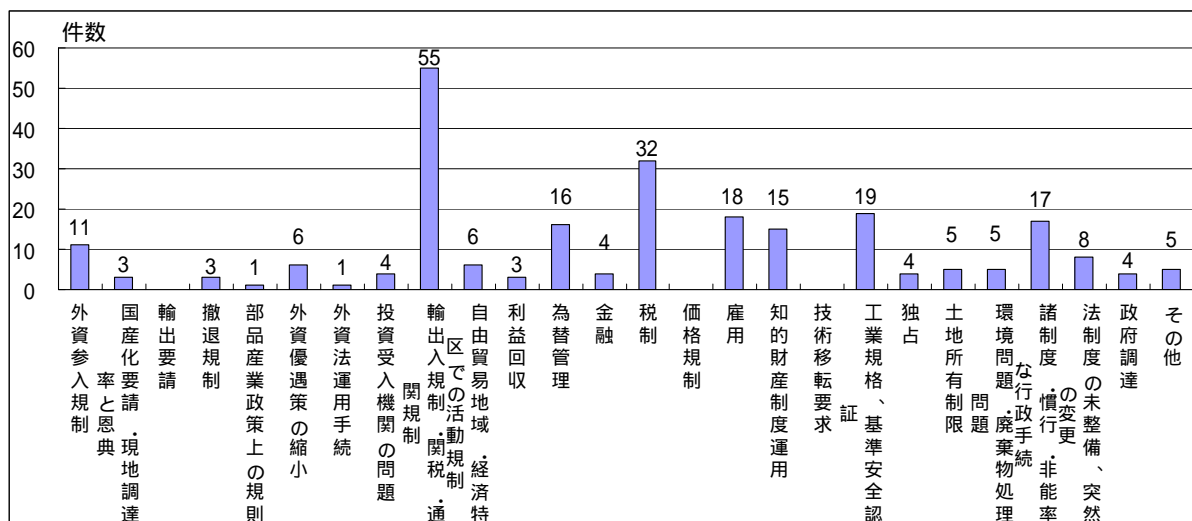
たり WTO 紛争解決メカニズム (DS) を用いて問題解決する方策をとっている。また、最近では、米国、EU、日本が連帯して中国に保護主義的な措置の撤回を求めるケースも出てきている。

(3) 保護貿易主義の表出

中国は WTO 政府調達協定に加盟していないところから、内外差別的な政府調達法を活用して政府調達でバイチャイニーズを導入したり中国の自主创新製品を優遇する政策を強化したり、IT セキュリティー強制認証を実施するなど保護貿易主義的な措置を採っている。さらに、中国は資源・エネルギー多消費の構造が改革されないまま世界の工場となっているところから、途上国の資源産出国に援助を拡大するなどして世界から資源輸入を急拡大する一方で、輸出割当や輸出税賦課により中国国内で生産する希少資源の輸出規制を強めるなど「資源囲い込み」的な政策をとっている。さらにレアアースの対日輸出停止事件にみられたように今後中国が「大国化」するに伴い、その独占資源を外交戦略に利用するのではないかという懸念が世界に急速に広まっている。

中国の保護主義的措置に対して、米国が乗用車・軽トラック用タイヤについて対中セーフガードを中国に適用している。また米国と EU がコークス等資源輸出制限措置に関し中国を訴えており、日本も第三国参加している。IT 製品の CCC 強制認証制度や自主创新製品認定制度の実施規則に関し日・米・EU の官民が協調して実施阻止を働きかけ、規則の変更や適用範囲の限定、実施の延期を実現した。

図7 中国の貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2010年）



出所：図1に同じ

(4) 主要な問題点

①通関規則の運用・関税分類の恣意性、高輸入関税、加工貿易政策の不安定など多様で多数の輸出入・通関・関税障壁の存在

中国の問題点の特徴は、他の国と較べて「輸出入規制・関税・通関規制」の問題が非常に多い点である。関税はWTO加盟前から引下げられてきているものの、依然として関税障壁が高く、エレクトロニクス製品や機械設備、繊維製品などに高い輸入関税がかけられており、さらに高い輸入増値税がかけられている。また、中国では、税関による通関に関する規則や関税分類などの運用・解釈が相異し恣意的になされている一方で、関税面での税収徴収管理を強化しており通関手続が煩雑で時間がかかっている。

②厳格な外貨支払・受取規制

企業に対する国家外貨管理局による外貨での支払・受取の監督が厳格化されて、外貨から人民元への転換や外貨借入、立替払い費用の外貨送金、輸入代金決済ユーザンスを規制している。とくに外資企業によるロイヤルティー、役務提供などの対価の送金は、税務署の納税証明を要件とするなど、手続が煩雑となっている。送金手続が煩雑で時間を要しているため、外資企業は外貨送金の自由化と手続の簡素化を強く求めている。

③資源輸出制限

中国では、近年とくに環境保護と有限天然資源の保存を理由に原料炭・コークスや希土類等の鉱物、鋼材、化学品などに対して高率な輸出税の賦課・税率引上げや数量割当、輸出ライセンス制度が強化されてきており、2010年1月に米・EUの要請によりWTOパネルが設置されている。ハイテク機器の材料で中国が独占的に生産しているレアアースについては、尖閣諸島での中国漁船拿捕事件の最中に対日輸出通関が停止するなど、中国が希少資源を外交戦略に利用する懸念を将来に残した。

④非能率・不統一・恣意的な許認可手続・行政手続

「諸制度・慣行・非能率な行政手続」の問題の割合が高いことも特徴である。「諸制度・慣行・非能率な行政手続」の問題は、行政機関の法規則の解釈の恣意性、周知不徹底、非能率、許認可手続の不透明の問題が多く指摘されている。これらの問題は、とくに多数の日本企業が広範囲にわたって拠点を設けている地方の行政機関の手続において日々直面する障壁である。

⑤移転価格税制やPE課税の強化、増値税還付率の変更等の租税の問題が深刻

税の問題は、営業税や移転価格税制、役務提供契約などの課税の不透明・恣意性の問題、外資企業に対する移転価格税制の調査や文書化の厳格化や価格比較の不適切等の問題がある。と

くに 2009 年から出張者など非居住者個人の技術支援やコンサルティング等の役務提供を PE 認定して源泉徴収課税を強化して外資企業に多大な税負担が生じている。また、輸出調整や産業高度化を目的として品目別に輸出増値税の還付率が頻繁に変更され輸出製品のコスト管理が困難となっている。

⑥規格・基準を産業政策目的等に利用

中国独自の強制規格 CCC の取得義務が機械製品などの輸入品に課されている上、日欧米の猛反対にも拘わらず IT セキュリティー製品を CCC 対象とする規則案を発表したり、商用暗号機能搭載製品の輸入・製造・販売の許認可制度とするなど、「自主创新」のスローガンの下、中国独自の技術規格の確立やセキュリティー確保を目指して煩雑でコストのかかる手続を輸入品に課している。自国製品を優遇できる政府調達がこれら中国独自技術製品やセキュリティー製品の保護育成の隠れ蓑又は揺籃として用いられている。

⑦模倣品・海賊版の横行

中国は WTO 加盟した後も、模倣品・海賊版の国内市場での横行と国際的拡散の問題が非常に深刻である。2009 年には、日本及び米国ともに知的財産権権利侵害物品の輸入差押え件数の国別割合で、中国と香港を輸出国とする割合が全体の 9 割に達している。中国は専利法や商標法などの改正を行い法制度の整備に努めているが、エンフォースメントが不足し罰則が不十分であり実効が上がっていない。

2. ASEAN主要国

ASEANは中国とともに日本企業の生産・流通ネットワークが濃密に構築されており、1997年～98年に直面したアジア通貨危機からタイやインドネシアはIMF管理下で財政再建や規制緩和を図り、マレーシアなどは厳格な為替管理を実施したが、タイはV字回復し、マレーシアは徐々に為替管理を緩和して、ASEAN諸国は再び高成長軌道に回帰していた。しかし、2008年秋にリーマンショックの世界金融危機がASEANにも波及し、2009年インドネシアはプラス成長を維持したものの、シンガポール、タイ、マレーシアなどは輸出が大きく落ち込み深刻なマイナス成長に陥った。

東アジアにおいても、とくにASEANと中国のFTA（ACFTA）の枠組協定締結に触発されて、韓国、日本はASEANとFTAを締結し、また日本はマレーシアやインドネシア、タイなどとの間で二国間のEPAを締結した。さらにASEANはインドとのFTA及び豪州・NZとのFTAに合意した。ASEANがハブとなる形でアジア各国と双務的な貿易・投資の自由化のFTAネットワークが構築されてきている。

WTOの規律がASEANの貿易・投資の自由化・円滑化を大きく前進させた。2004年にカンボジアがWTOに加盟し、IMF等の支援の下、関税制度、通関手続の改善、腐敗改善が進行している。2007年1月にWTOに加盟したベトナムは、加盟に先立って国内法の整備を進め、関税法の改正、共通投資法、統一企業、法人所得税法の施行規則を出し、サービス分野の市場開放に着手した。

直接投資（FDI）誘致の競合もASEANの外資優遇措置の拡充と関税・非関税障壁の自由化を促してきた。FDIのハイアブソーバーとしての中国の台頭は、ASEANの経済統合の強化・高度化のニーズを強め、アジア経済危機はその一層の加速化を実感させたと思われる。

ASEAN共同体の創設という目標に向けて、ASEAN経済共同体のベースとなる自由貿易地域AFTAは、何度かの関税削減目標の加速化決定、優先統合分野の関税撤廃などによって物品の貿易の自由化はほぼ達成されてきている。

全世界で企業が直面する貿易・投資上の問題点合計の42%をアジアが占める。また、19%をASEAN（ASEAN10カ国+ASEAN）が占める。ASEANでは、ASEAN14件であるが、加盟国はインドネシア96件、タイ79件、ベトナムが78件、マレーシア58件、フィリピン40件が多く、ミャンマー19件、ラオス15件、カンボジア10件、シンガポール7件、ブルネイ0件。

（1）ASEAN

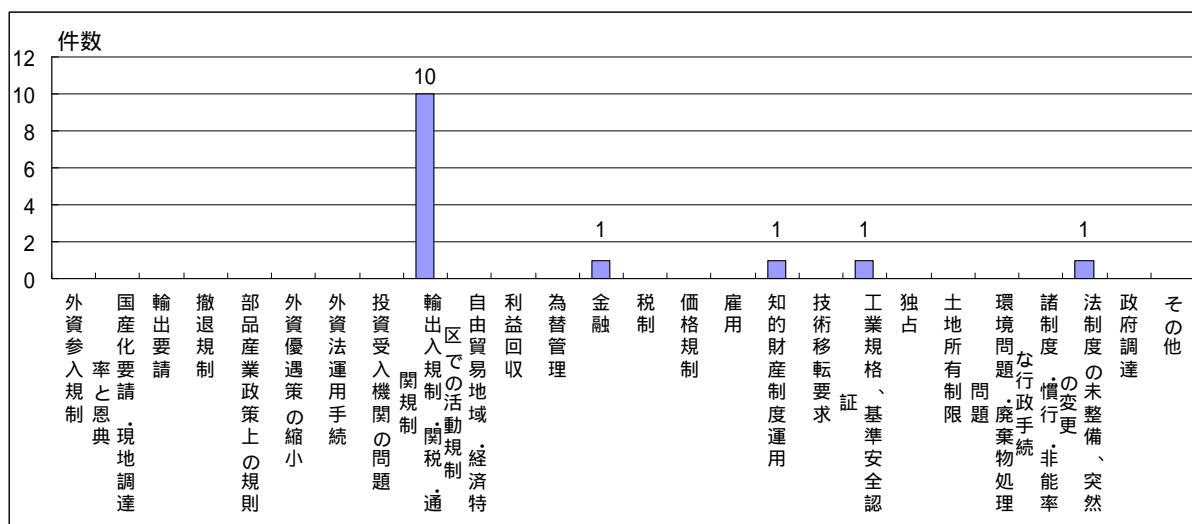
構成される東南アジア諸国連合（ASEAN）は、原加盟6ヶ国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ）とCLMVと呼ばれる後加盟6カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の10ヶ国で構成され、2010年1月に原加盟6ヶ国ASEAN自由貿易地域（AFTA）としての関税をほぼ撤廃して物品貿易の自由化をほぼ完成し、また投資とサ

ービス貿易の自由化、原産地規則の改善など貿易の円滑化を進めている。さらに2015年にASEAN経済共同体（AEC）を目指して貿易投資の自由化・円滑化を加速度をもって推進している。

外資企業はAFTA及びAFTAプラスのAICO産業協力のスキームを主として利用している。さらにASEANは中国、日本、韓国、インド、豪州・NZとの間で結んだFTAを発効させるに至っており、ASEAN+1のFTAネットワークを完成し、企業はその活用を拡大している。

AFTAによる対外共通関税の設定と域内貿易の自由化、FTAの締結がASEANの主たる権限であったところから、ASEANでは輸出入規制・関税・通関規制に問題点の指摘が約7割と集中しており、その大部分がFTAの原産地規則や原産地証明などの問題、ASEAN加盟国でのCEPT実施関連国内法制定や調和関税品目分類表（AHTN）の不一致の問題となっている。

図8 ASEANの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2010年）



出所：図1に同じ

①原産地規則と原産地証明書に問題が集中

関税については、CEPT 最終関税率の実現目標の加速化などにより、AFTAによる物品の貿易自由化はほぼ目標を達成しているため、2002年に比してCEPT完全実施や関税引下げの遅延の問題指摘は無くなったが、原産地規則の問題は最も多く指摘されている。CEPT原産地規則の見直しはコスト項目の定義の明確化や関税番号変更基準の導入、部分的累積ルールの緩和やBack to Back原産地証明の調和など改善が図られたが、CEPT原産地証明の解釈の不統一やASEANコンテンツ計算の不統一、利用に際しての累積や直送基準の問題、原産地証明書の各国税関での取り扱いの不統一や訂正の困難、中国とのFTA(ACFTA)でラインボイスについて原産地証明の発給がなされないなど原産地規則と証明制度の問題が多数指摘されている。ASEANは中国との間でラインボイスを認める条項やBack to Back原産地証明の条項が入ったACFTAの物品貿易協定第2修正議定書を締結し2011年1月施行を予定するなど、時間はかかるが比較的柔軟な対応をしている。

②加盟各国での規則・指令の実施の相異・遅延

ASEAN 加盟各国で、AICO 認可書類や認可速度、ASEAN 調和関税品目分類表（AHTN）の適用、CEPT 実施国内法制定、ASEAN 化粧品管理指令の実施などで相異なり、一部で遅延が生じており、ASEAN ワイドの企業活動に支障が出ている。

(2) インドネシア

インドネシアは、一次産品の輸出代替政策を経済発展の基礎においているが、1997、1998年アジア通貨危機でIMFから緊急融資を受け、IMF管理下で財政再建のための経済構造改革、独禁法施行等法制度改正、地方への経済規制権限の移譲などの制度改革を行った。そして財政赤字と対外債務の管理に成功し、2006年にはIMF債務の76億ドルを繰り上げ返済した。同時に外資ネガティブリスト、業種出資比率規制の緩和・自由化による外資誘致活動を積極化した。

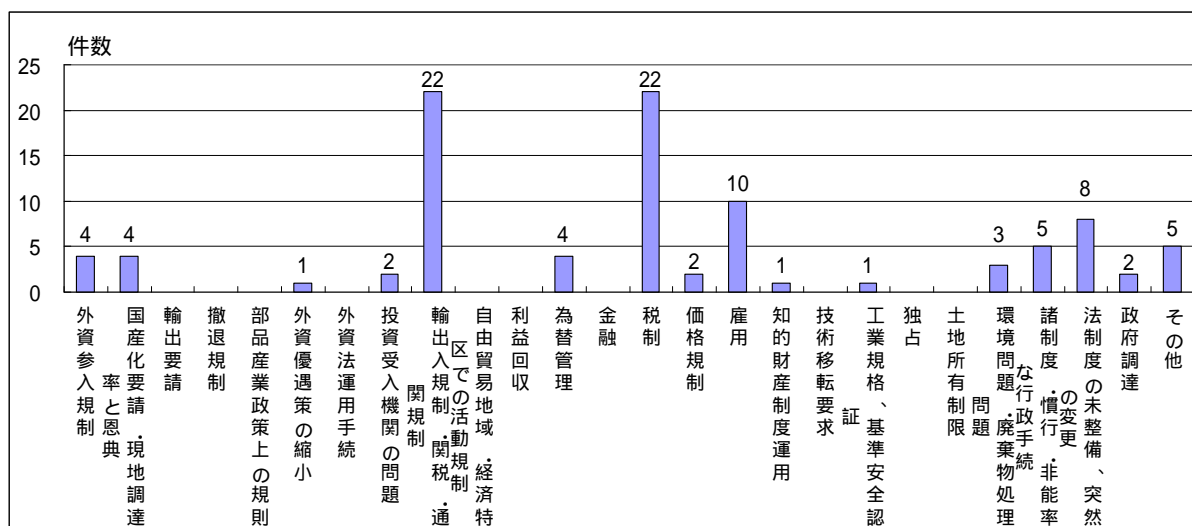
また、2002年からジャカルタジャパンクラブ（JJC）とインドネシア政府当局との通関手続改善等の政策対話が継続して行われて成果を上げている。2008年7月に日尼EPAが発効したことから、ビジネス環境整備委員会によるJJC要請の改善が期待される。

IMF管理下での経済構造改革などの結果、2002年時点でASEAN中最も問題数の多い国であったインドネシアで日本企業が直面する問題数がドラスティックに減少しており、とくに税制、通関・関税、雇用、諸制度・行政手続で減少が顕著である。

しかし、インドネシアは、世界記入危機の最中の2009年2月18日、対象の製品に関しては、2010年12月末まで輸入者登録と船積み前検査が義務付けられた。

2009年のインドネシアにおける日本企業が直面する問題点は、最多のベトナムと並ぶ80項目に上る。内訳は、輸出入規制・関税・通関規制が22.9%、同じく税制22.9%と二大問題となっている。

図9 インドネシアの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2010年）



出所：図1と同じ

①税関手続の煩雑、不透明

税関での関税分類の分類が恣意的になされる問題や関税評価の非弾力性の問題、通関手続の煩雑・遅延の問題が指摘されている。

②輸出入規制の強化

新たに、一次産品輸出へのL/C義務付、船積前検査、スペアパーツ輸入枠の事前登録義務などが導入された。

③税制の煩雑・不透明

依然としてインドネシアでは、税法の頻繁な変更、税法規定・手続の煩雑、運用基準の不透明、税務官による恣意的で不公正な課税、移転価格とロイヤルティーへの強引な税務調査、予納法人税の過払い・還付困難、付加価値税の還付困難・遅延なども問題が数多く指摘されており、役人の腐敗体質の問題も外資にとって深刻な問題である。

④労働者の過保護、入国許可の厳格、就労ビザ取得手続の煩雑・遅延

解雇・残業・医療休暇・降格・労働組合活動などで労働者権利を過度の保護した労働法制となっており、人の移動についても、旅行・商用のみの短期訪問外国人へのビザ取得義務や就労ビザ取得手続に時間を要するなどの問題がある。

⑤インフラ未整備

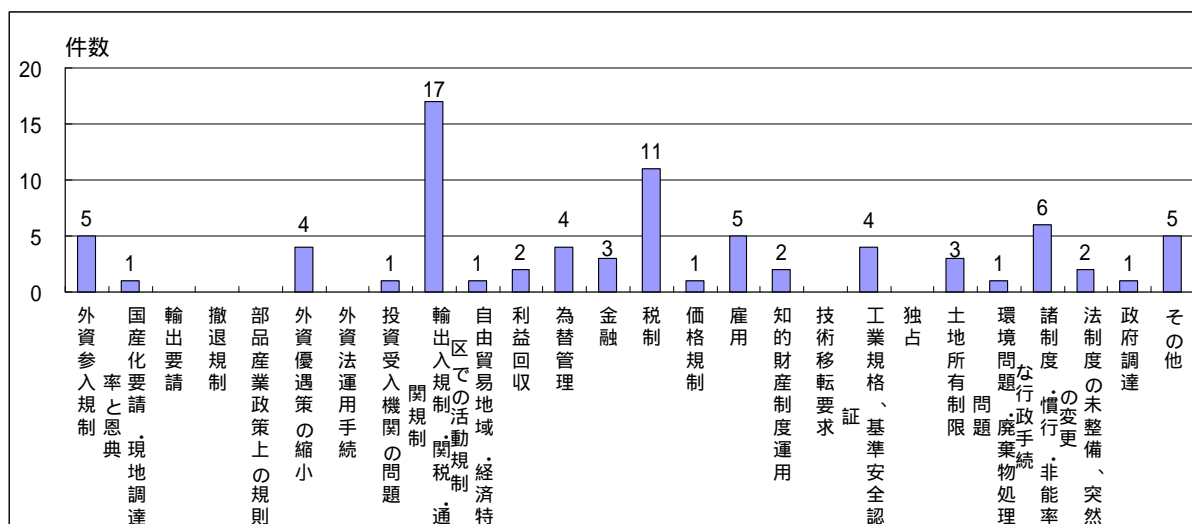
インドネシアでは、通貨危機後インフラ関連の新規投資が激減した事情もあり、道路、通信の投資・メンテナンス不足、電力供給不足、国際空港・貨物ターミナルでのセキュリティー管理不足などの問題が指摘されている。

(3) タイ

タイは、外資依存の急速な工業化が高度成長をもたらし、日本企業の進出による産業集積が ASEAN では最も進んでおりかつ多様である。高度成長によりバブル化したタイ経済は 1997 年通貨危機に見舞われ、IMF 管理下となったが、2002 年以降タイ経済は V 字回復した。投機規制、外貨規制が依然として厳しいが、対外開放政策は維持しており AFTA やインド、オーストラリア、日本、中国、韓国等との貿易に FTA を積極的に活用している。

タイで日本企業が直面する問題点は、輸出入規制・関税・通関規制の問題が 21.5%で最多。次いで、税制の問題が 13.9%となっている。雇用、為替管理、外資参入規制、諸制度・慣行・非効率な行政手続の問題も多く指摘されている。

図 10 タイの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2010 年）



出所：図 1 に同じ

①FTA 活用に係る問題が多発

日タイ EPA に係る EPA/MFN 関税逆転による利用困難、EPA 関税還付の遅延、タイでの EPA 施行細則の公表遅延や FTA 内容の周知不徹底の問題とともに、タイと第三国との FTA においてタイ・インド FTA のラインボイス扱いの不透明、日 ASEAN・日タイ・タイ・第三国間 FTA 最適利用方法の不明確など、FTA に関わる問題が多数指摘されている。

②税制の不透明、恩典不足

税制の問題は、数は減ってきているが、税務調査の恣意性、前払い法人税・付加価値税の未還付・遅延の問題が指摘されている。さらに日タイ租税条約上利子・使用料の源泉税率が他のアジア小国と比べて割高、BOI 恩典を除き法人税率は割高であるといった問題が指摘されている。

③外貨規制の厳格

外資規制が厳しく、輸出で得た外貨を国内の支払にそのまま使用できず、エクステンジ・ロスが発生する。外貨預金が対外支払用途のみに限定され、為替予約の実需原則、タイパーツのオフショア取引が限定されヘッジ業務が限られている。為替変動リスクをミニマイズすることができない。このためタイ拠点を地域統括持株会社化することの困難であると指摘されている。

④雇用の問題

日タイ EPA によって商用ビザ申請や企業内転勤者に便宜が計られているが、外国人駐在員の人数制限やタイ人雇用義務がある。また、エンジニア等の離職率が高く優秀な人材確保が難しいという問題がある。

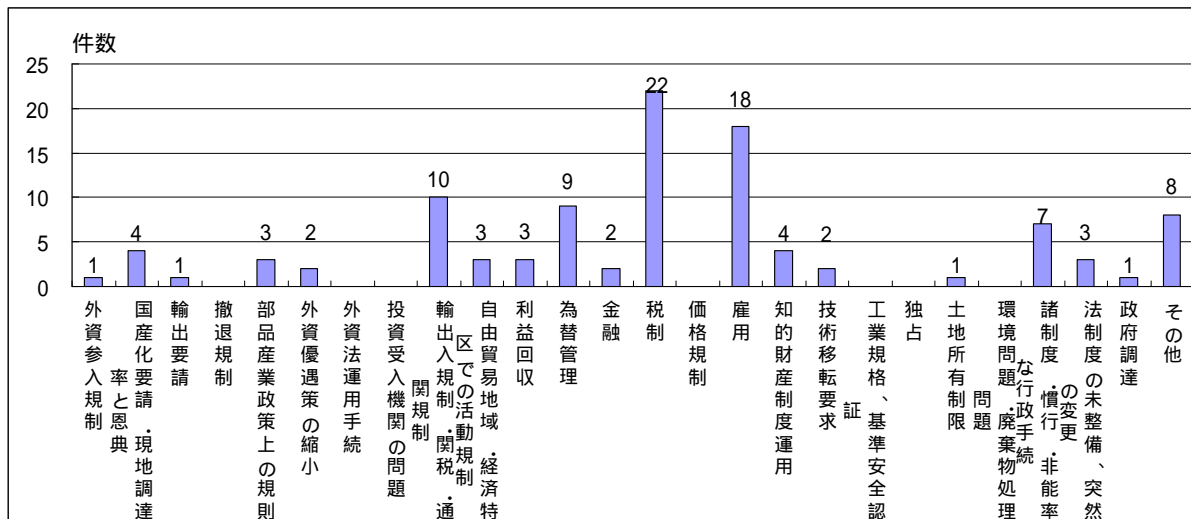
3. ブラジル

ブラジルは、1994年の政府金融対策「リアル・プラン」以来、インフレを収束させ、経済自由化を順次進めることにより堅調な経済成長を続け、ブラジルに対する海外からの直接投資は、2007年に急増し、ここ数年海外からの直接投資により発展が促進されてきた。2009年には世界同時不況がブラジルにも波及したが、GDP成長率マイナス0.2%に止まり、旺盛な個人消費などを背景に第4四半期から急速な回復を見せた。

ブラジルの問題数は2006年の調査に較べて倍増しており、インドと並ぶ問題の多い国となっている。これにはブラジルが採ってきた輸入代替政策の残存や国内産業と労働者過保護していることに加え、南米の雄としてのブラジルの地政学的重要性、堅調な経済成長、旺盛な個人消費に誘引された日本企業のブラジル進出と市場への関心の増加がある。

ブラジルの問題項目全体に占める割合は、税制21.2%と雇用17.3%が二大問題として突出して多いという特徴がある。とくに税制の問題については2006年の12.5%から大きく増えている。次いで輸出入規制・関税・通関規制9.6%となっており、2006年の16.1%から減少している。一方、為替管理は2006年の7.1%から8.7%に増加している。

図11 ブラジルの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2010年）



出所：図1に同じ

①複雑で重い税金と高い流通コスト—ブラジルコストの存在

いわゆる「ブラジルコスト」と呼ばれる、製造、販売のあらゆる面で課され、州税と連邦税が異なる複雑で重い税金、及び広大な土地で限られた物流業者が運営する流通コストがある。移転価格税制が独自で、業種特性を考慮せず一律見做し利益課税がなされる。税制の頻繁な改正などによる不透明の問題や連結納税制度の不備なども指摘されている。

②労働者過保護の労働法、人の移動の困難

ブラジルの労働法は旧く労働者過保護で給与引下げ不可、強力な産業別労働組合設定の昇給率により賃金一律アップ、就労・残業時間や休暇取得制度が硬直的、企業の社会保険負担が過大であるといった問題がある。また、商用ビザ、短期労働ビザ、長期労働ビザの取得と更新が官僚主義的で申請に多数の書類と時間と費用がかかる。さらに外資に役員の居住要件や投資要件が課されている。

③ロイヤルティー制限、海外送金規制

産業財産権長によるロイヤルティー料率の上制限やノウハウの秘密保持期間の限定、ロイヤルティー海外送金に関し産業財産権庁による技術移転内容の審査・登録、ブラジル中央銀行への登録申請が義務付けられており、登録が認められない技術のロイヤルティーの海外送金ができないなど、外国企業の技術移転の対価回収ができないケースがあり、また登録手続等の時間やコストでの負担が大きい。

④高関税、輸入手続の煩雑・遅延

通関手続の煩雑・遅延の問題、税関ストライキの問題は多くの企業から指摘されている。マナウス FTZ を含めブラジルの通関手続が煩雑な上、手続にかなりの日数がかかるという問題がある。国境線が長く税金が高いため不正輸入が横行している。ブラジルの MFN 輸入関税が比較的高く、ブラジルが加盟しているメルコスール対外共通関税も高く設定されているが、ルラ政権下でブラジルの輸入関税は全般的に引下げられており、問題指摘数は抑えられている。

⑤インフラの未整備

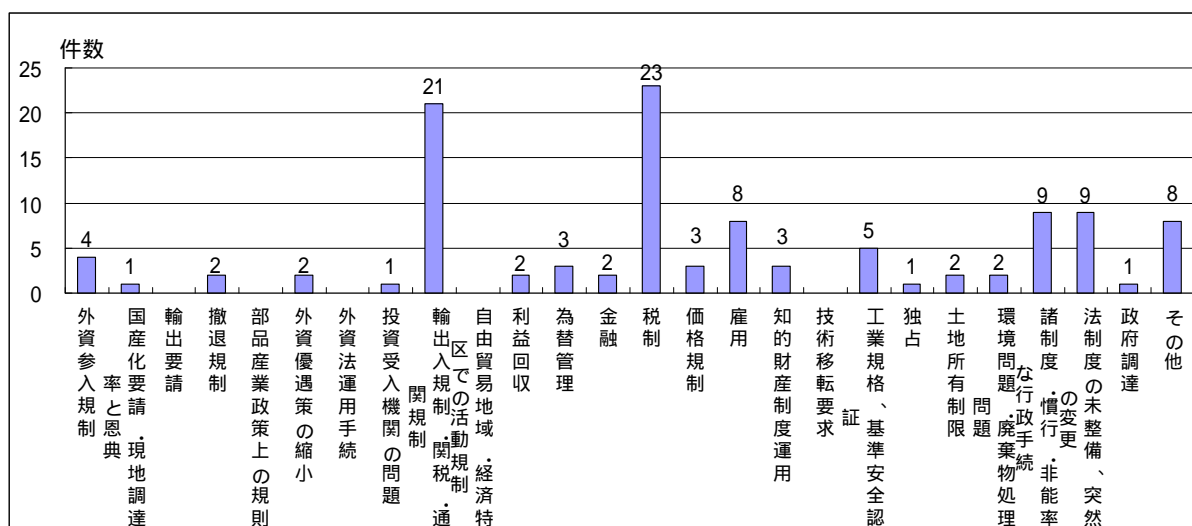
とくに交通・物流関係のインフラが未整備で、輸送・保管上の治安の問題があり、企業に高い物流コスト負担となっている。

4. インド

インドは世界金融危機の影響をあまり受けず高いGDP成長率を保っている。近年、経済発展が著しく投資先として注目を浴び、外資系企業の対インドへの進出が加速している。また、11億人の人口を抱えている一方、中間所得層の台頭により、生産拠点のみならず、消費市場としての魅力も高まりつつある。日本企業にも新たにインド進出に対する関心が高まっている。近年、インドは開放政策を推進しているが、かつては製造業の輸入代替政策、国産化政策をとってきたこともあって90年代の早い段階にインド市場に進出している企業は外資規制や複雑な税制など様々な障壁に直面してきた。

インドでは、税制20.5%と輸出入規制・関税・通関規制18.6%の問題が二大障壁項目として指摘されている。とくに税制の比重が他の国と比較して高い。ブラジルと並び世界に類を見ないほど非常に複雑なインドの税制が大きな障壁となっている。また、労働者を過度に保護した労働法制・慣行が企業に負担となっている。他に、諸制度・慣行・非効率な行政手続と法制度の未整備・突然の変更が8%となっている。その他に含まれる電力や道路などの産業インフラの未整備の問題は、インドの経済発展において隘路となっており、改善に巨額の財政資金を必要としている。

図12 インドの貿易・投資上の問題点：区別問題件数（2010年）



出所：図1に同じ

① 煩雑かつ不透明な税制度

インドの税制は、連邦政府が所得税、関税、中央物品税、中央売上税、サービス税を徴税する権限を持ち、州政府が州売上税、印紙税、州物品税、土地収入税、そして職業税に対する徴税権を有する。複雑な税体系である上に州間の税制が一様でないため非常に複雑で、税

法解釈が恣意的になされ、移転価格税の恣意的適用、物品税の課税ベースの判定基準が不明確など不透明な税制度となっており、外国企業にとっての大きな障壁となっている。そのため、インドへの日系進出企業からの要望として、税制度の透明性確保と手続きの簡略化を求めている。とくに法人税率は、内国法人と外国法人の内外格差の問題、従来の複雑な州間取引に対する課税、中央売上税や州毎に異なった入域税（Entry Tax）と物品入域税（Octroi）などの問題がある。

②高関税・相殺関税等賦課による国内産業保護

インドの輸入関税は、一般的に10%と高い上に、国内において物品に課せられている物品税と同等の相殺関税（一般的には16%）を輸入品に対して課すことによって、国内の商品・製品を保護している。さらに国内付加価値税相当の特別追加関税と教育目的税も課せられ、複雑で難解な関税算出方法がとられている。相殺関税や特別追加関税は還付されるが、手続きが非常に煩雑である。なお、特別追加関税は日本などの要請で撤廃されることになったが、依然輸入関税・租税の負担が大きい。

これに対して、インドはアジア諸国とのFTA締結に積極的で、ASEANや韓国とのFTAを2010年からスタートした。日本との間でもEPAが実質合意に至ったものの、先行した韓国とのFTAと較べて関税引き下げ条件が劣っていたり、煩雑な原産地規則となっており、協定の早期改定ニーズが出ている。

③外資事業拡大制限の残存、撤退規制

インド政府は、外資出資比率規制の緩和など市場開放政策に転じているが、2005年1月12日以前にJV・技術提携によりインド参入を行っていた外資企業は、JV・提携相手と同業種への事業拡大や出資参画する場合、JV・提携相手の同意書を必要とする規制（NOC規制）が残存しており、早期進出外資企業にとって事業拡大規制となっている。

また、インドでは債務超過に陥った会社、100人以上雇用する製造業事業所、税務訴訟が継続している会社の場合、Sick Industry Company Actや産業争議法、税法で会社の解散、清算が困難であるという撤退規制の問題がある。

④労働者過保護

インドでは世界で最も組織労働者の権利が護られているといわれており、裁判所・労働裁定が労働者に有利となっている。州政府認可事項も多く、従業員の解雇が事実上困難であるなど企業の競争力向上を阻む要因となっている。また、就労ビザの有効期間が短い上に、取得と更新に時間を要しており、人の移動の大きな阻害要因となっている。

⑤インフラ未整備

ASEAN 諸国や中国などの輸出指向工業化を早くから展開してきた国と較べると、電力供給、道路整備、通信システム、港湾施設、上下水道などのインフラ整備が急速な経済発展と相俟って広範にわたって不足・不十分であり、現地進出している自動車や電機などの製造企業から早期のドラスティックな改善が強く求められている。これらのインフラ整備には資金・技術能力面でボトルネックがあり、日本が協力している産業大動脈構想（DMIC）のような外国の積極的な支援が要請されている。

インドでは整備された工業団地不足していることが特徴である。とくに中小企業用の小規模かつインフラ整備済みの工業用地の確保が現状困難であったり、工業団地の土地購入の条件の変更があといった問題が生じている。

⑥訴訟の費用と長期の係属時間の負担

税務訴訟など国内司法訴訟手続が長期に渡る。税務訴訟では最高裁まで審理が継続すると10年以上かかることがある。また不服審判や訴訟の際にデポジットとして追加徴税額の半額納付義務などのキャッシュフロー負担の問題もある。税務訴訟結果が撤退に際しての会社清算の条件になっている場合、外資の負担はきわめて大きいものとなっている。

5. ロシア

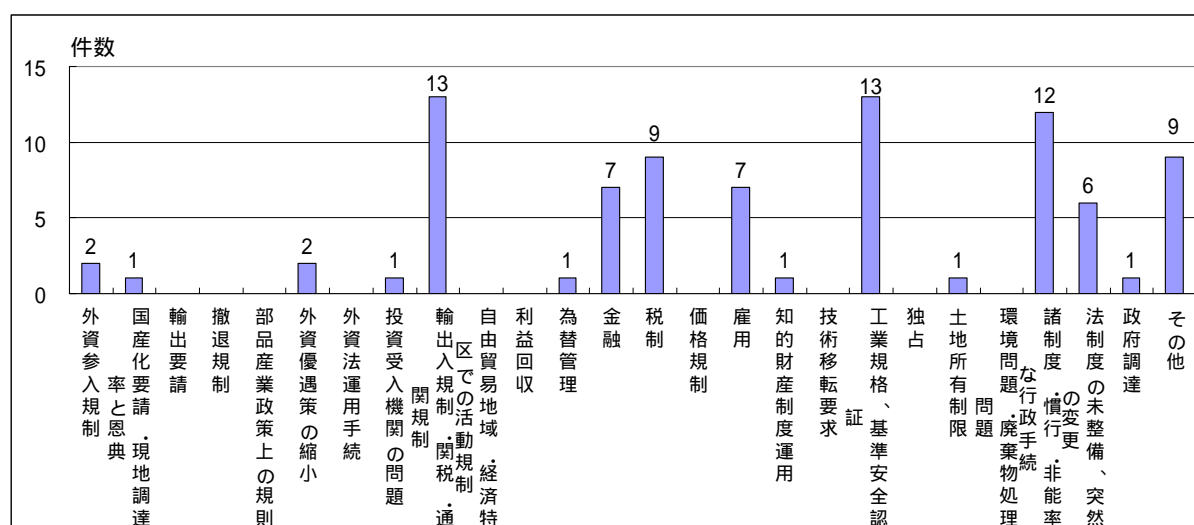
体制移行に伴う混乱の整理と資源価格の高騰に支えられ、2000年以降のロシアは急速な経済成長を実現してきた。日本企業もこの市場の成長性および比較的高級セグメントの購買力の高さに着目し、多くの企業が市場に参入してきたが、国内金融システムが脆弱で外国銀行及び外国金融市場に依存したロシアの資金繰り体質ゆえに、2008年秋のリーマンショックにより世界的な金融危機から大きな打撃を被って、ロシア経済はG20の中で最大のマイナス成長に陥り、2009年の対内直接投資が4割強減少し、輸入も37%減少した。

その後、ロシア経済に影響の大きい油価は上昇が見込まれ、足もとの景況の先行きは弱含みで回復基調にあり、個人消費が先行して需要回復がなされ、輸入消費財需要がじわじわ増加。かつての高成長は当面見込めないが、ロシア経済には基礎体力があるところから着実に成長するものと見込まれる。

これまでロシアは経済成長とともに諸外国との貿易取引も増え、WTO加盟交渉とも相俟って貿易制度を世界のルールに合わせようという取り組みを行ってきた。現在、ロシアのWTO加盟条件は大筋は合意されているものの、その加盟時期は不透明となっている。ロシア国内の法整備の状況は充分ではないが、WTO加盟の二国間交渉で問題とされることはなくなってきた。世界金融危機下で、自動車産業について関税引き上げなど保護主義的な動きも見られ、他の産業分野への保護主義拡大が懸念されている。

ロシアでは、輸出入規制・関税・通関規制と工業規格・基準安全認証が15.1%、諸制度・慣行・非効率な行政手続14%、税制10.5%、金融と雇用の問題が増えて8.1%の順に問題が多く指摘されている。

図13 ロシアの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2010年）



出所：図1に同じ

①保護貿易主義的な関税引き上げ

ロシアでは自動車や時計、カメラ、カラーTVなどの輸入関税が高い上に、経済危機対策として2008年末から時限措置として鉄鋼や中古車など広範な品目で関税率引上げがなされた。とくに2009年には自動車、鉄鋼製品の関税引き上げ、液晶TVの関税引き上げが行われ、機械類や鉄鋼輸入が半減した。しかし、ロシアはWTOに未加盟であるため、WTOタスクフォースによる貿易制限措置の監視により影響を受けることはない。

②輸出入通関手続きの煩雑・遅延

通関には非常に多くの書類が必要で、かつ言語や書式等に様々な制約があり、個々の税関士の視点もバラバラであるため、新規製品や新規通関場所ではトラブルがつきものになっている。このため通関手続きが煩雑で遅延するとともに腐敗などで不透明であるという問題が多く指摘されている。

③独自で複雑な強制規格の認証取得負担

ロシアには旧体制下での独自で複雑なGOST規格などの強制規格が残存し、認証取得手続きが複雑で時間とコストがかかる問題が長期に渡って指摘されてきたが、改善されていない。

④徴税の不透明

税制については、法制度の整備が進み税率の引下げや一律化が実施されてきているが、税務調査や追徴の執行面で当局・官吏・税務警察の恣意的執行が強く行われている。また会計制度・基準が国際会計基準に合致していないため二重の手間となっている問題も改善されていない。

⑤労働ビザの取得・更新の煩雑、非弾力的な労働法

労働の問題で、労働許可証及び労働査証の有効期限が1年と短く、取得と更新の手続きが煩雑で時間がかかるという人の移動困難の問題がある。また厳格で非弾力的な労働関連法が労務管理の制約要因となっている。

⑥法制度の頻繁な変更・不透明、許認可手続きの煩雑

税法、労働法、会社法等各種法律が頻繁に変更されること、各種許認可手続きが複雑且つ煩雑であることにより、対応に多くのコスト・時間を費やしている。又、地域・行政機関毎に法解釈・運用が異なる事例が散見される。また、2008年に施行されたロシア戦略企業法における外資による株式取得の審査・許可基準が不透明。

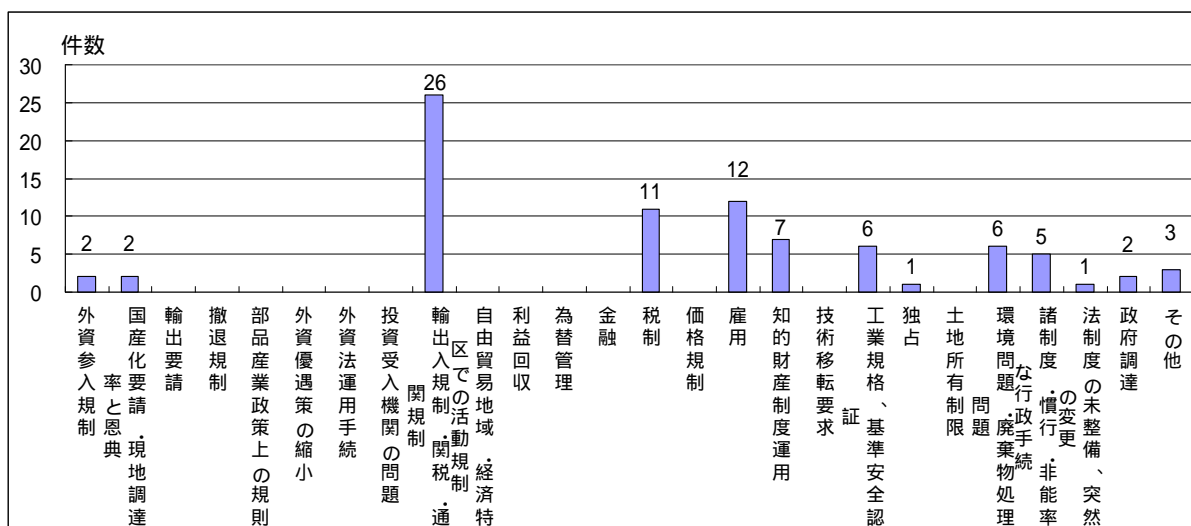
6. 米国

長期にわたって日本にとって最大の貿易相手国で投資先国であり、また、国際ルールメーカーであるところから、米国がとる貿易・投資障壁と規則は日本の貿易・投資に大きな影響を与えてきた。日米双方の貿易・投資障壁の改善のために政府間で協議メカニズム（日米規制改革イニシアティブ等）が設けられているが、米国側の改善が進んでいない。米国に対しては、アンチダンピング規則でなされたように、EU 等と協調して対抗して WTO の紛争解決手続に訴えなければ容易に障壁が解消しないという問題がある。

世界金融危機の震源地である米国は、2009 年オバマ政権の下で景気刺激法を成立させ景気回復と 10%近い失業率の低下を目指したが、景気が上向いたのはアジアなど他の地域に遅れて 2009 年後半であった。また政権発足 1 年目のオバマ政権は国内重視で雇用創出の必要から保護主義的な産業政策がとられたが、通商問題について具体的な政策を打ち出さなかったこともあって、2009 年に 87 に増加した米国の問題数は 2010 年 84 と大きな変化は見られない。

問題分野別では、米国は輸出入規制・関税・通関規制が 31%と突出して多い。次いで雇用 14.3%、税制 13.1%が増加基調となっている。増えていないが知的財産権制度運用 8.3%や工業規格・基準安全認証 7.1%、環境問題・廃棄物処理 7.1%が問題としてある。米国の場合は法制度の未整備や法制度・慣行・非能率な行政手続きといった制度手続きの透明性や貿易・投資の円滑化の問題が他の国と比べて少ないのが特徴である。

図 1 4 米国の貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009 年）



出所：図 1 に同じ

①テロ対策輸入貨物管理・ビザ取得・更新手続の厳格化

日本企業が米国ビジネスで直面する最大の問題点は、同時多発テロ以降、物流面で C-TPAT

から船積 24 時間前カーゴマニフェスト提出規制（及び 10+2 ルール）、コンテナ全量検査へと規制の強化がなされ、対米輸出企業に過重な負担がかかっている。さらに人の移動についても、VISA の取得と更新の手続きが非常に厳しくかつ煩雑になってきており、ビジネス活動の継続的かつ円滑な遂行に困難が生じている。

②WTO 違反のアンチダンピング規則

米国の貿易救済制度、特に WTO に不整合のゼロイングや迂回防止規則、サンセット条項を含むアンチダンピング税法の濫用の問題やターゲットド・ダンピングが競合する外国製品の輸入を阻止する有効なツールとして存在し、隠れた保護貿易として機能している。

③政府調達保護主義

多数の州の政府調達や連邦政府調達で陸上輸送や公共工事プロジェクトに対し米国製の鋼材や鉄道車両などにローカルコンテンツや優先権を与えている。その上、米国を震源とする深刻な経済危機からの脱却を図るという名目で、オバマ大統領は、連邦政府調達「バイアメリカ条項」を含む 2009 年米国復興・再投資法に署名したことから、WTO 非加盟国での現地生産品の米国政府調達からの排除や中国やロシアなど WTO 非加盟の他の主要国による報復的な対応が懸念される。

④特異な特許制度

米国に特異な特許制度である先発明主義やインターフェアランス、ヒルマードクトリン、特許再審査請求制度は、各国の批判を受けて改善をはかるべく 2005 年から特許法改革案が議会に 3 期上程されてきたが、議会の審議が難航しており、改善が見られない。一方で、パテント・トロールに規制がかからず特許侵害訴訟の問題が深刻化してきている。

⑤州によりルール・規制の不統一

リサイクル法などの環境規制は規制内容を統一することなく導入する州が増加し、企業に過度の負担を強いている。税制でも、オハイオ州の特異な商活動税法（CAT）や州間取引への NC 州税の一方的導入の問題、州により駐在員・帯同家族への運転免許証やソーシャルセキュリティナンバーの発給制限の問題、州政府により政府調達要件が異なるなどの問題がある。

7. EU

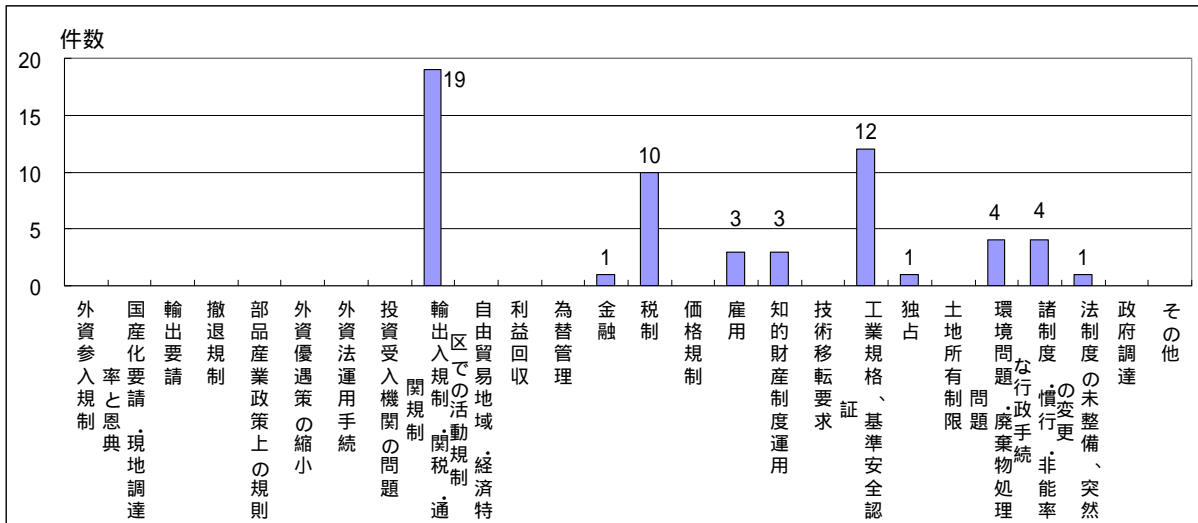
EUで指摘された問題項目数は57と、ASEAN14、メルコスール9、NAFTA4、GCC3など他の地域統合と比較して断然数が多い。それは、EUの権限の対象範囲がはるかに多く多様であるからに他ならない。すなわちEUは、「関税同盟」から進んで、労働や資本が加盟国間の国境を自由に越える「共同市場」の段階を越え、共通マクロ経済政策など様々な経済制度を統一する経済同盟の段階、高い発展段階にある経済統合。共通対外関税、非関税障壁撤廃、貿易円滑化、サービス貿易自由化、規格・標準の統一と相互承認、人の移動、政府調達、競争政策、税制、知的財産権保護、共通通貨などEUの権限は広範に渡っている。但し、労働者の国境間移動は完全に自由にはなっておらず、税制なども統一されていないのが実態である。また、2004年5月、EUはチェコ、ハンガリー、ポーランドなど10ヶ国を、2007年ブルガリアとルーマニアを新たに追加して拡大し、それに伴って新規加盟国では貿易・投資の自由化・円滑化の法制度整備と執行強化が加盟前から進められている。

順調に拡大してきたユーロだったが、ギリシアの財政危機に端を発したユーロへの信用不安は、ユーロ自体の存続を脅かすのではないかと懸念を生じさせるに至った。これへの対応のため、2009年5月上旬の「歴史的な週末」を経て新しいユーロ防衛体制が構築されたことによって危機への対応能力は強まり、健全な金融市場の実現へ向けて再発防止策としての規制強化がとられる方向にある。

EUで問題指摘の項目数として最も多いのは、①関税・輸出入規制・通関規制が32.8%で増加基調にあり、次いで②工業規格・基準安全認証は減少傾向にあるものの20.7%、③税制は増加傾向で17.2%、④諸制度・慣行・非効率な行政手続きと環境問題・廃棄物処理問題が6.9%となっている。

なお、EUの加盟各国に対しても多数の問題が指摘されている。問題数の多い順から、英国合計34件、フランス31件、イタリア30件、ドイツ23件、チェコ23件、ハンガリー22件、スロバキア22件、スペイン16件、オランダ14件、ルーマニア14件となっている。他の地域の国と比較する場合、これらの国の問題数にEUの問題数を上乗せしてカウントする必要がある。

図15 EUの貿易・投資上の問題点：区分別問題件数（2009年）



出所：図1に同じ

①高い輸入関税の賦課

関税・輸出入規制・通関規制の問題では、自動車やコンシューマエレクトロニクス、織物などセンシティブな品目に高い関税障壁が残存している。また、ITA 対象品であるも技術進歩により多機能化・高度化した新製品、融合製品に対して関税分類を変更して恣意的課税がなされた。このEUの関税分類問題については、2008年9月に日本は米国、台湾と共同で複合機、セットトップボックス及びLCDモニターについてWTOパネル設置要請を行っていたが、2010年8月に最終報告が示され、日米台の主張がほぼ全面的に認められた。

②韓国 EUFTA の締結による競争力格差

EU-韓国 FTA の発効が2010年半ばに予定されており、その後、数年間で、順次低減され、最終的には3年間で関税撤廃される事となり、またドローバック条項も規定されているため、EU市場への日本品の輸出が韓国製品の輸出と比較し、競争力が低下する。EUとのFTAが日本の輸出産業界から強く求められているが、EU側は消極姿勢をとっている。

③環境規制の厳格化と不統一

CEマークなどの基準認証、REACH・RoHSなどの環境問題にも、日本企業として後追い対応に追いまわれ、大変煩雑な負担を強いられてきた。(EUは基準と環境規制でトップランナーであり、①新たな規制・基準を諸外国と調整もなく次々と新指令・基準を打ち出して実施に移してきた。しかも、エンフォースメントとなるとバラバラで統一が取れていない。)

④税制での統一ルールの不備

税制に関しては、移転価格税制や VAT について加盟国に税制を選択する自由が与えられており、制度・手続き・解釈で EU で統一されていないため、クロスボーダーで活動している企業にとって二重課税、複雑な税務手続きに伴う過大なコスト、税金還付の遅延などの深刻な問題が生じている。

⑤人の移動の手続・制限の不統一

人の移動の問題は、入国滞在許可・労働許可の手続の不統一の問題が多く指摘されている。これは EU の移民に関する政策は加盟国と権限が共有されていることからくる問題でもある。

⑥ルール実施手続の加盟国間での不統一と透明性不足

税制、環境法規、消費者保護法、個人情報保護指令などに共通して言えることだが、ルール・制度・基準は世界に先駆けて数多く作成されるが、実施に当たっての考え方や解釈、実行度合いや具体的なエンフォースメントの手続が各国で異なり、外国企業としては具体的にどのような対応を行ってよいか不明瞭である。企業は EU ワイドでの統一と透明性を非常に強く求めている。

なお、米国発のテロ対策としてのコンテナ貨物情報 24 時間事前通知・AEO が EU で導入されており、2010 年 6 月日本との間で AEO 相互承認が合意された。

以上